

広島市人事委員会規則第6号

令和8年3月26日

広島市人事委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会

委員長 飯岡 久美

広島市人事委員会公印規則の一部を改正する規則

広島市人事委員会公印規則（昭和54年広島市人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「任用」を「調査」に改め、第8条第1項中「企画総務局法務課長が管理するもの」の右に「その他これに類するものとして企画総務局長が定めるもの」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。